内装制限

R4

（Ｎｏ． ８） 仮設建築物等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1 ． 非常災害があった場合において、準防火地域である非常災害区域等に地方公共団体が災害救助のために建築する、延べ面積 1,000 m2、地上 3 階建ての応急仮設建築物の病院で、災害が発生した日から 1 月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は適用されない。

2 ． 災害があった場合において、準防火地域内に国が建築する、延べ面積 500 m2、地上 2 階建ての応急仮設建築物である官公署については、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関する規定は適用されない。

3 ． 防火地域内に建築する仮設店舗で、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして特定行政庁の許可を受けたものについては、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分への防火戸等の防火設備の設置に関する規定は適用されない。

4 ． 建築物の用途を変更して一時的に興行場として使用する場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして特定行政庁の許可を受けたものについては、内装の制限に関する規定は適用されない。

R3

（Ｎｏ． ７） 主要構造部を耐火構造とした耐火建築物に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1 ． **地階**に設ける劇場の客席及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料でした。
- 令128条の５第3項
- 令128条の４第1項三号
- 法別表第１（１）項

2 ． 各階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられた地上 20 階建ての共同住宅において、特別避難階段の**階段室**及び付室の天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造った。
- ✕ 令123条3項四号

3 ． 延べ面積 600 m2、地上３階建ての**図書館**において、３階部分にある図書室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料でした。
- 令128条の５第4項
- 令128条の４第2項
- 令126条の２第１項二号

4 ． 延べ面積 1,500 m2、地上３階建ての**物品販売業を営む店舗**において、避難階である１階からその直上階のみに通ずる吹抜きについて、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったので、吹抜きとなっている部分以外の部分との防火区画を行わなかった。
- 令112条11項一号

R2

（Ｎｏ． ９） **防火・避難に関する**次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1 ． 延べ面積 500 m2、平家建ての**自動車車庫（自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないもの）**において、当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃 材料又はこれに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたものとしなければならない。
- 令128条の５第２項
- 令128条の４第１項二号

2 ． 地上５階建ての共同住宅において、５階の住戸から地上に通ずる廊下及び階段が採光上有効に直接外気に開放されている場合、当該廊下及び階段に非常用の照明装置を設けなくてもよい。
- 令126条の４カッコ書

3 ． 地上 20 階建ての**共同住宅**の特別避難階段について、15 階以上の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡する(バルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあっては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に8/100を乗じたものの合計以上としなければならない。
- ✕ 令123条３項十二号

4 ． 建築物の高さ 31 m以下の部分にある３階以上の各階において、道又は道に通ずる幅員 4 m以上の通路その他の空地に面する外壁面に、幅及び高さが、それぞれ、75 cm以上及び 1.2 m以上の窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものを当該壁面の長さ 10 m 以内ごとに設けている場合においては、非常用の進入口を設けなくてもよい。
- 令126条の６第二号

特殊建築物

- 令129条１項一号
- 百貨店、飲食店等 （3）項
  - 3階以上の床面積1,000㎡以上 耐火；
  - 2階以上の床面積500㎡以上 準耐火；
  - 床面積200㎡以上 その他；
- 難燃材料等 居室の天井・壁
  - 居室の天井は準不燃等 3階以上
  - 準不燃材料等 通路部分の天井、壁
  - 壁は床から1.2ｍ以下の腰壁部 ※除外
- 令128条の４第１項一号
- （１）項 劇場・集会所等
  - 耐火； 客席床面積400㎡以上
  - 準耐火； 客席の床面積100㎡以上
  - その他； 客席の床面積100㎡以上
- （2）項 病院、共同住宅等
  - 耐火； ３階以上の床面積300㎡以上
  - 準耐火； 2階以上の床面積300㎡以上
  - その他； 床面積200㎡以上

自動車車庫

- 令128条の４第１項二号、
- 自動車車庫又は自動車修理工場
  - 床面積にかかわらず
  - すべて内装制限を受ける

地階の特殊建築物

- 令128条の４第１項三号、
- 法別表１（い）欄（1）項、（2）項、（4）項
  - 床面積にかかわらず
  - すべて内装制限を受ける
- 令129条２項
  - 当該用途に供する部分
  - 準不燃材料等 通路部分の天井、壁

無窓居室

- 令128条の３の２
- 令129条５項
- 床面積50㎡を超え
  - 排煙のための開口部
  - 床面積の１/50未満
- 準不燃材料等
  - 当該用途に供する部分
  - 通路部分の天井、壁

関連

- 令112条 防火区画
- 令123条 避難階段及び特別避難階段の構造
- 令126条の2 排煙設備
- 令126条の４ 非常用の照明装置
- 令126条の６ 非常用の進入口

火気使用室

- 令128条の４第１項
- 令129条６項
- 内装制限受ける
  - 住宅以外の火気使用室
  - 住宅 最上階以外の階の火気使用室
- 制限を受けない 主要構造部 耐火構造 火気使用室としての
- 天井、壁 準不燃材料等

大規模の建築物

- 令128条の４第２項及び３項
  - 制限を受けない特殊建築物等
  - 学校等を除く
- 内装制限受ける
  - 階数３以上 延面積500㎡を超える
  - 階数２以上 延面積1,000㎡を超える
  - 階数１以上 延面積3,000㎡を超える
- 令129条４項一号
- 居室部分の天井、壁
  - 難燃材料等
  - ※除外 壁は床から1.2ｍ以下の腰壁部
- 通路部分の天井、壁 準不燃材料等

特殊建築物等の内装

- 令128条の５
- 難燃材料
- 準不燃材料

自動消火設備及び排煙設備を設けた場合

- 内装の規定を適用しない
  - 自動式のスプリンクラー設備
  - 及び
  - 排煙設備
- 令129条以外の内装制限規定
  - 避難階段、特別避難階段 下地、仕上とも 不燃材料
  - 地下街の地下道 下地、仕上とも 不燃材料
  - 非常用の昇降機の乗降ロビー 下地、仕上とも 不燃材料

R元

（Ｎｏ． ７） 主要構造部を耐火構造とした耐火建築物に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室につ いては、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1 ． **物品販売業を営む店舗**の用途に供する建築物の用途を変更し、新たに火を使用する調理室を設けた飲食店とする場合に、その調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
- 令128条の４第４項カッコ書

2 ． 延べ面積 200 m2、**地上３階建ての一戸建ての住宅**において、１階に設ける火を使用する調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料 とした。
- 令128条の４第４項カッコ書

3 ． 延べ面積 10,000 m2、高さ 60 m、地上 15 階建ての事務所において、非常用エレベーターの乗降ロビーの天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造った。
- ✕ 令129条の13の３第３項五号

4 ． **地階**に設ける**集会場**の客席及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
- 令128条の５第３項

H30

（Ｎｏ． ７） **「特殊建築物の内装」**の制限に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装 の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1．**地階**に設ける**飲食店**において、床面積の合計が80 m2の客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
- ✕ 令128条の５第３項
- 令128条の４第１項三号

2．耐火建築物である地上 **２階建ての物品販売業を営む店舗**において、各階の当該用途に供する部分の床面積の合計をそれぞれ ６００ m2としたので、各階の売場の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
- 令128条の５第４項一号
- 令128条の４第１項一号表（３）

3．耐火建築物である延べ面積 ７００m2、地上３階建ての図書館において、３階部分にある図書室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
- 令128条の５第４項
- 令128条の４第２項

4．耐火建築物である地上 **２階建ての劇場**において、客席の床面積の合計を 500 m2としたので、客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
- 令128条の５第１項一号イ

H29

（Ｎｏ． ７） **「特殊建築物等の内装」**の制限に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、主要構造部を耐火構造とした耐火建築物であり、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の「制限を受け る窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、「避難上の安全の 検証」は行われていないものとする。

1．延べ面積 3,000m2、地上３階建ての**物品販売業を営む店舗(当該用途に供する３階の床面積が 1,000m2)に**おいて、当該用途に供する居室の壁の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
- 令128条の５第１項、４項一号表（３）

2．延べ面積 300m2、**平家建ての自動車修理工場**において、当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
- ✕ 令128条の５第２項
- 令128条の４第１項二号

3．延べ面積 1,200m2、高さ 12m、地上３階建ての**有料老人ホーム(当該用途に供する３階の床面積が 400m2)**において、100m2ごとに耐火構造とした床、壁及び所定の防火設備で区画された３階の居室の天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。
- 令128条の５第１項カッコ書、４項ただし書
- 令19条１項
  - 令115条の３第一号
  - 法別表第１（い）欄（2）項

4．延べ面積 1,800m2、地上３階建ての**事務所(当該用途に供する３階の床面積が 600m2)**において、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
- 令128条の5第4項
- 令128条の４第２項